

平成 29 年度 名古屋大学医療安全管理業務監査委員会 監査報告書

名古屋大学医療安全管理業務監査委員会規程第 2 条に基づき、名古屋大学医学部附属病院の医療安全管理に係る体制及び業務の状況等について監査を実施いたしましたので報告いたします。

1 監査方法及び監査項目

(1) 監査方法

平成 29 年度の医療安全管理に係る体制及び業務の状況等について、平成 29 年 12 月 18 日、平成 30 年 3 月 30 日の両日に、病院長及び関係職員からのヒアリング、関係書類の確認により実施。

(2) 監査項目

- ①医療安全管理の体制について
 - i 医療の質・安全管理部体制について
 - ii 平成 29 年度インシデント報告及び全死亡例報告について
- ②医療安全管理責任者等の業務状況について
 - i 医療安全管理者等に係る概略図、報告状況等について
- ③医療の質・安全管理部の業務状況について
 - i 業務状況について
 - ii 各部署との連携、委員会実施記録について
 - iii 医療安全に係る各種インジケータについて
 - iv 医療安全等研修等について
 - v 院内ランドの実施状況について
 - vi 重要伝達事項、周知完了報告書提出状況等について
- ④医療の質向上と安全推進委員会の業務状況について
 - i 医療の質向上と安全推進委員会開催実績及び内容等について
- ⑤その他
 - i 高難度新規医療技術、未承認新規医薬品、未承認新規医療機器、ASUISHI プロジェクト体制等について

2 監査結果

(1) 監査項目ごとの状況

①医療安全管理の体制について

医療安全管理体制については、病院長の下に医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者が配置されているとともに、医療の質・安全管理部を中心に細分化された体制が構築されている。

インシデント報告も部署別、職種別等で細かく分類し数値化されており、そのデータの活用についても院内の体制が整理されている。

②医療安全管理責任者等の業務状況について

医療安全管理責任者を中心とした病院質向上体制が概略図にまとめられており、院内報告事例対応フローチャート及び各種報告件数など、院内のインシデントに関する情報が集約され、諸問題の対策・検討も医療安全管理責任者の統括の下実施されている。

医薬品安全管理責任者の下に医薬品安全管理部門が設置され、未承認の新規医薬品についての審査が適正に実施されている。

医療機器安全管理責任者の下に医療機器総合管理部が設置され、未承認新規医療機器を用いた医療を提供する際に適正な体制が取られている。

③医療の質・安全管理部の業務状況について

報道公表した事例、事例調査委員会開催事例数（レベル A）経年推移、医療事故調査・支援センターへの報告件数、インシデントアクシデント件数等のデータが医療の質・安全管理部において整理され、改善に向けた取組みが行われている。

院内の課題設定と測定の流れ、医療の質・安全管理部 QI 管理・報告シート、誤認報告件数月別割合推移グラフ、転倒転落報告件数月別割合推移グラフ、放射線レポート未読既読状況などのデータを活用し、更なる改善に向けた取組みが進められている。

④医療の質向上と安全推進委員会の業務状況について

医療の質向上と安全推進委員会開催実績と各委員の出席状況、審議事項が適切に管理されている。

⑤その他

高難度新規医療技術、未承認新規医薬品、未承認新規医療機器について、特定機能病院の承認要件見直しに伴い適切な体制整備がなされており、評価委員会において倫理委員会との連携を図りつつ審議が行われている。

(2) 監査結果について

平成 29 年度の医療安全管理に係る体制及び業務の状況等については概ね適正に執行されている。

なお、以下について今後改善・検討を図られることが望ましい。

- ・インシデントの基準が厳しく設定されていることを院内外において周知するなど、医療安全に関する広報を強化すること。
- ・医療機器のコンセントの接続についても正しい電源に接続されているかチェックを行うこと。
- ・先端医療を行う病院の特性を鑑み、治験的医療事故と通常の医療事故を分けて検討するなどの取り組みを行うこと。

平成 30 年 6 月 11 日

名古屋大学医療安全管理業務監査委員会

委員 柵 木 充 明

委員 三 島 信 彦

委員 長谷川 ふき子

委員 芦 田 豊

委員 和 田 肇